

新県立博物館基本計画（中間案）

別冊資料

（目次）

資料 1	新博物館の特色	1
資料 2	新県立博物館基本計画（中間案） 概要	2
資料 3	望ましい事業スキームについて（概要）	4
資料 4	主な道府県立博物館の概要データ	1 8
資料 4 別紙	エリア面積他館比較表	1 9
資料 5	三重県内における博物館の設置状況	2 0
資料 6	都道府県立公文書館の概要データ	2 3
資料 7	三重県立博物館の概要	2 6
資料 7 別紙	三重県立博物館所蔵資料の概要	2 9
資料 8	三重県生活・文化部 文化振興室 (県史編さんグループ)所蔵資料の概要	3 1
資料 9	新県立博物館整備に関する経緯	3 2
資料 9 別紙	新県立博物館整備に関するこれまでの検討内容の概要 ...	3 3

新博物館の使命・テーマ・活動理念

■新博物館の使命

- 1 三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かす博物館
- 2 学びと交流を通じて人づくりに貢献する博物館
- 3 地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する博物館

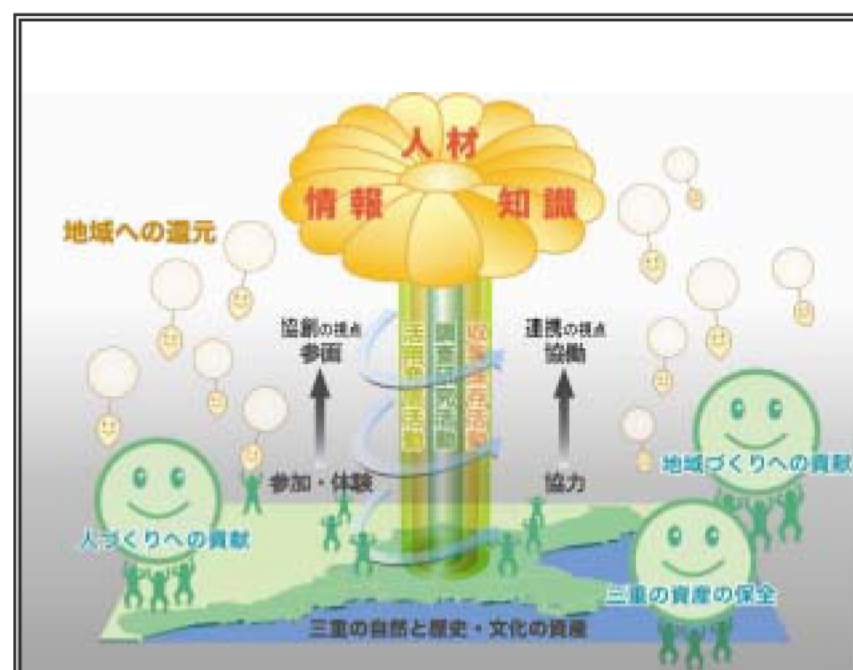
■新博物館のテーマ

三重が持つ『多様性の力』

新博物館は、みなさんとともに三重の特色である「多様性」を探究し、生かすことにより、力にしていきます

■活動理念

ともに考え、活動し、成長する博物館



新博物館の特色となる7つのポイント

協創の視点

すべての博物館活動を県民・利用者に関き、ともに活動することにより「文化と知的探究の拠点」としての博物館をみんなでつくり上げ、発展させていきます。

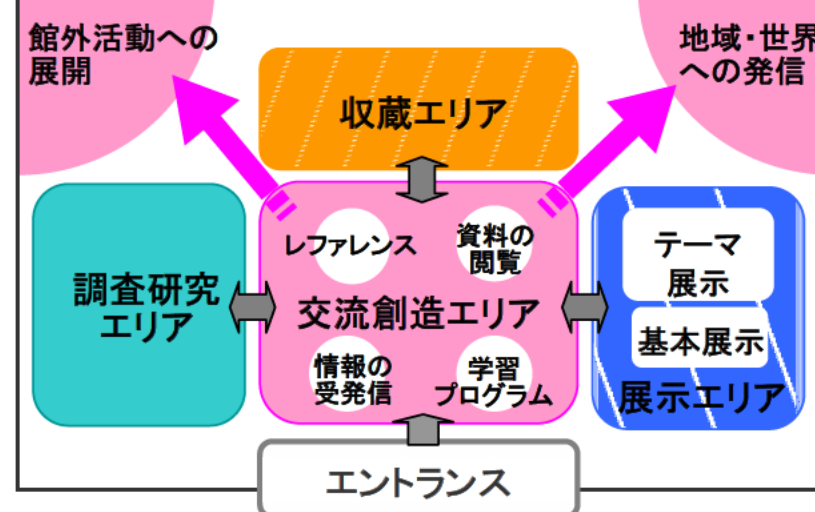
連携の視点

県内外の多様な主体とともに博物館の活動に取り組み、多様な主体のもつ力を得て、博物館の活動の質や量を高め、県民・利用者にとってよりよい活動やサービスを提供します。

新しい
“総合”

新しい総合の観点に立つとともに、館内にとどまらない博物館活動を展開します。

- 三重の自然と歴史・文化を総合的に捉えます。
- 活動を総合的に展開します。
- 人や組織の総合力を生かします。



人づくり・
地域づくり

- 3つの基本的な博物館活動を、みなさんとともに進めることにより、人づくりと地域づくりに貢献します。
- みんなで見つける三重の魅力(調査研究活動)
 - みんなで守る三重の宝(収集保存活動)
 - みんなで育む三重の誇り(活用発信活動)

公文書館
機能の一体化

- ・歴史的公文書を三重の資産として一体的に保全・活用します。
- ・総合博物館との一体化は、全国初の本格的導入例となります。

交流創造

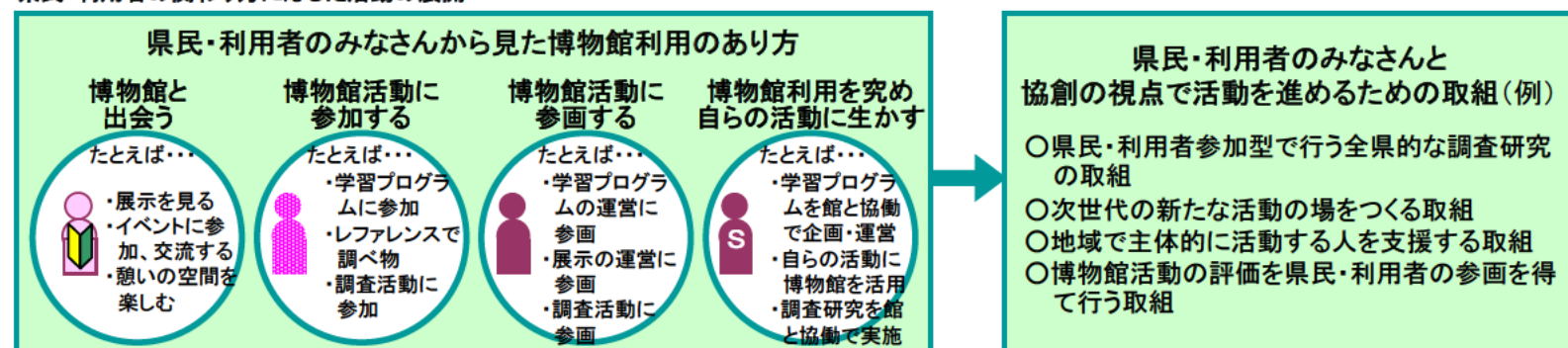
- ・みなさんが主体的に活動し交流するための中核的な場として、新たに交流創造エリアを設けます。
- ・誰もが気軽に訪れることができ、新しい発見・驚き・知的好奇心へと誘う場とします。

多彩な展示

- ・多様な三重のあらましを紹介する基本展示と三重の魅力をフレキシブルに組み合わせるテーマ展示などを展開します。
- ・みなさんとともに展開する活動により、出会いや交流の場となる展示とします。

新博物館にはみなさん一人ひとりの楽しみ方、関わり方があります

県民・利用者の関わり方に応じた活動の展開



- 県民・利用者みなさんと協創の視点で活動を進めるための取組(例)
- 県民・利用者参加型で行う全県的な調査研究の取組
 - 次世代の新たな活動の場をつくる取組
 - 地域で主体的に活動する人を支援する取組
 - 博物館活動の評価を県民・利用者の参画を得て行う取組

序章 基本計画の検討にあたって

基本構想（2008年3月策定）における新博物館の方向

「文化と知的探求の拠点」

- 三重の未来を拓く人づくりのための拠点として
- 三重を知り、三重を学び、三重を伝えるための拠点として
- 三重の豊かな自然と歴史・文化の資産を保全・継承し、活用するための拠点として

■検討経緯	1985年頃～ 1993年	現博物館（1953年開館）の老朽化、スペース不足などを契機として新博物館整備の検討開始 「センター博物館」基本構想策定、建設準備に入る
	1998年3月	いわゆる「ハコ物」建設抑制の方針により計画中断
	2007年7月	あらたに新博物館整備の検討を開始
	2008年3月	新県立博物館基本構想策定

第1章 新博物館の使命と役割

■新博物館の使命

- 1 三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かす博物館
- 2 学びと交流を通じて人づくりに貢献する博物館
- 3 地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する博物館

■県立の博物館として果たすべき役割

- 1 県内の自然と歴史・文化の資産の保全と文化振興を推進する役割
- 2 県内の人材育成や技術支援などにかかる先導的・補完的な役割
- 3 全国や世界の博物館等と連携し、三重を発信し、新たな創造につなげる役割

第2章 新博物館のテーマ

新博物館の活動全般にかかるテーマ

三重が持つ『多様性の力』

新博物館は、みなさんとともに三重の特色である「多様性」を
探求し、生かすことにより、力にしていきます

多様性の探求がもたらす力

三重の多様な自然と歴史・文化の
探求がもたらす、三重の魅力の再
発見、愛着と誇り、地域の活力

新たな文化を創造する力

異なるものどうしが出会い、融合・
反発・刺激しあうことにより新しい
ものを生み出す力

今を創り、未来を切り拓く力

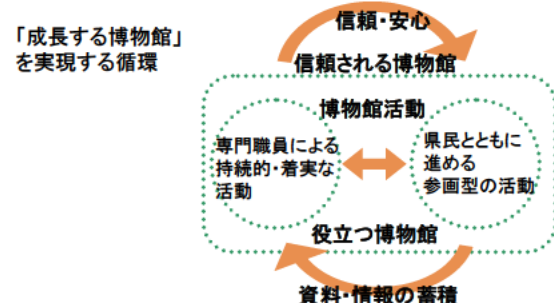
違いを認め、互いに尊重しあうこと
により、もたらされる心豊かで活力
に満ちた社会を形成する力

第3章 新博物館の活動

■活動理念

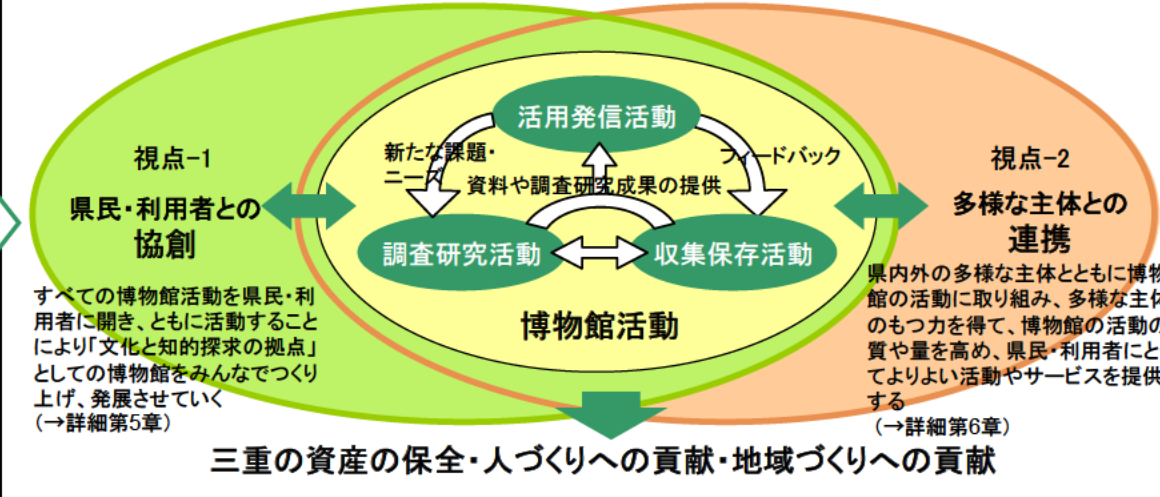
ともに考え、活動し、成長する博物館

- 県民・利用者の視点に立ち、すべての活動を県民・利用者に関く
- 三重に根ざし、日本、世界を視野に入れた活動を展開する
- 新しい“総合”の観点で展開する
- 今に生かす、未来を拓く
- 信頼と安心で“成長する博物館”を実現する



■活動の展開

2つの視点で3つの活動を推進する



■公文書館機能の一体化

- 公文書館とは
・歴史資料として重要な公文書（「歴史的公文書」）等を保存し、閲覧に供し、調査研究を行う施設とする
- 一体化の意義
・歴史的公文書等を一体的に収蔵することにより、所蔵資料の幅が広がり、三重についてのレファレンス、展示、調査研究などの活動に相乗効果を発揮する
・三重の今を将来に引き継ぐ公文書管理への意識が向上する

総合博物館と公文書館機能の
一体化は、全国初の本格導入例

第4章 基本的な活動計画

- 三重の自然と歴史・文化の資産を保全・活用する博物館の基盤となる基本的な活動として、調査研究・収集保存・活用発信の3つの活動を進める
- 3つの活動を相互に結びつけ、それらのすべてを県民・利用者に関し、協創と連携の視点により展開する

調査研究活動 ～みんなで見つける三重の魅力～

- ・博物館活動の根幹となる活動として、収集保存活動や活用発信活動に役立てる
- ・長期的な計画のもと、分野間の縦割りではなく、横断的・総合的な観点に立ち、幅広い調査研究活動を展開する
- ・広く県民・利用者の参加・参画を得るとともに、諸団体・諸機関とも連携しながら進める

収集保存活動 ～みんなで守る三重の宝～

- ・三重の自然と歴史・文化に関する資産の衰退・散逸・滅失を防ぎ、県民の共有財産として次代に引き継ぎ生かす
- ・地域の多様な主体、県民・利用者とともに進めることにより、地域資産の守り手の育成や地域資産の保全活動を支援する
- ・新たな資産の発見と調査研究活動や活用発信活動につなげる

活用発信活動 ～みんなで育む三重の誇り～

・調査研究活動、収集保存活動の成果に基づき、三重の自然と歴史・文化の資産を誰もが幅広く活用し、発信する

交流創造

- ・さまざまな学びや体験のプログラム等と世代を超えた交流を通して、新しい発見・驚き・知的好奇心へ誘い、三重の誇りや新たな創造・発信につなげる（新博物館の特色となる重要な活動）
- 交流創造の中核的役割を果たす交流創造エリアの設置
- ・レファレンス ・情報の受発信 ・資料の閲覧 ・学習プログラム

展示

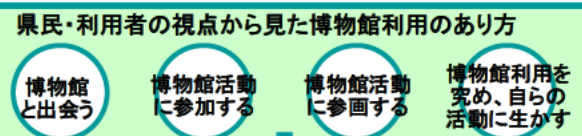
- ・従来型の一方的な公開にとどまらず、交流創造の取組と連動させた県民・利用者との双方向・交流型の活動とすることで、出会いと交流、多様な三重の魅力の再発見と発信を行う
- ・基本展示（三重が持つ『多様性の力』をテーマとし、三重のあらましを伝える場）
- ・テーマ展示（企画展示、トピック展示、交流展示〔県民協働交流展・他機関等との連携展・県諸施策との連携展〕）
- ・分類展示、体験展示、野外展示、移動展示

第5章 県民・利用者との協創により進める活動計画

基本的な考え方

- より多くの人が訪れるための活動と誰にとっても利用しやすい博物館づくりを行う
- 県民・利用者の関わり方に応じた活動を展開する
- 県民・利用者とともに進める活動を実践する

県民・利用者の関わり方に応じた活動の展開



県民・利用者との協創の視点による活動を進めるための取組(例)

- 県民・利用者参加型で行う全県的な調査研究の取組
- 次世代の新たな活動の場をつくる取組
- 地域で主体的に活動する人を支援する取組
- 博物館活動の評価を県民・利用者の参画を得て行う取組

県民が主体的に行動するための環境づくり

- 県民・利用者の主体的な活動が可能となる施設や、リードできる人材（専門性の高い学芸員など）を確保する
- 県民・利用者の活動の様子が見え、伝わることで交流を広げる
- 意欲ある広範な人々が活動できるしくみをつくる
- 協力支援組織や運営協議会などとの協働のしくみをつくる

第6章 多様な主体との連携により進める活動計画

- 多様な主体との連携により、博物館の質や量を高め、県民・利用者にとってよりよい活動・サービスを提供
- 博物館ネットワークを構築し、県全域をまわると博物館に



第7章 施設計画

- 新博物館としての使命と役割を果たすことができる空間、設備を備えた施設とする
- 県民・利用者の主体的な活動や交流の実現に配慮した施設とする
- 近接する県総合文化センターや美術館との一大文化ゾーンの形成を意識した計画とする
- 環境保全の大切さやユニバーサルデザインへの配慮を施設全体を通して感じられるよう計画とする
- 施設全体が県民・利用者の評価の対象となることを十分考慮する

■敷地利用計画

- ・敷地は津市上浜町6丁目・一身田上津部田内（約3.7ha）
- ・周辺道路からのアクセスや、県総合文化センターとの相互利用を意識した施設とする
- ・敷地内里山林を利用し、自然観察や保全活動などができる体験・体感型の施設とする

■建築計画

- ・交流創造エリアを中心に、従来型の博物館イメージにとらわれない施設構成を検討する
- ・規模は延床面積12,000㎡とし、10,000㎡を先行整備する
- ・活動の様子が県民・利用者に見える工夫を行う
- ・誰もが安全・快適に利用できる施設とする
- ・景観、維持管理に配慮する

第8章 運営計画

- 「すべての活動を県民に開く」施設として、県民・利用者や多様な主体との協働・連携による、多様な人々が持つ力を結集した活力ある博物館運営をめざす

■運営方式

- ・学芸業務等博物館の基幹的な業務については、県直営としながら、一部業務を指定管理者等民間に委託する

■運営体制

- ・多様な人や機関・団体等と一体になって博物館運営を進める体制、しくみづくりと人員配置を行う
- ・「総務・管理部門」「研究部門」「事業部門」の3部門構成を想定し、学芸員などの専門職員が「研究部門」と「事業部門」の双方の所属とすることで一体的に推進する

■開館形態

- ・利用者の立場に立った開館日時や利用料金を検討する
- ・多くの利用者が気軽に繰り返し利用できるよう、交流創造エリアをはじめ無料スペースを十分に確保する

■博物館の活発な利活用のための取組

- ・広報の充実
- ・博物館の魅力や楽しみを高めるサービス展開（飲食・休憩スペース、ミュージアムショップなど）
- ・多様な利用者への配慮（ユニバーサルデザインなど）

第9章 整備に向けて

■事業スキーム

- ・公設公営・一部民営（一部指定管理）

■整備事業費

- ・約120億円（第1期分10,000㎡程度）

■スケジュール

- 2009（平成21）年 建築及び展示基本・実施設計 → 2010（平成22）年以降 用地造成・建築及び展示工事 → 2014（平成26）年開館目標

望ましい事業スキームについて（概要）

生活・文化部

1. 事業スキーム検討の方法

1-1 事業スキーム検討にあたっての基本的考え方

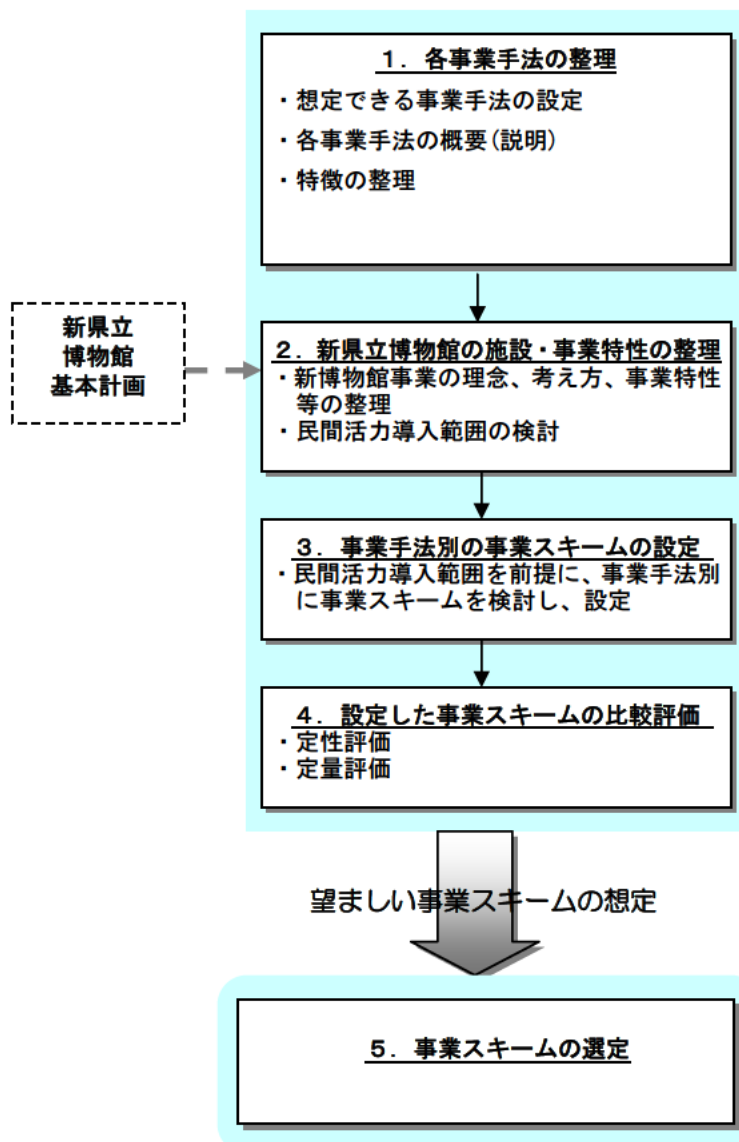
「事業スキーム」とは、事業全体の進め方のことをいうが、この基本計画では、特に施設の設計・建設から維持管理・運営までをどのような手法で行うかを意味するものとする。

事業スキームの決定にあたっては、大別して公設公営、公設民営（指定管理者制度活用）、PFIの3種類の事業手法を想定する。

（検討の進め方）

新博物館の事業特性等を考慮して民間活力の導入が可能な範囲について明確にする。その上で、各事業手法別の事業スキームについて、定性評価、定量評価の両面から検討を加え、最も望ましいと思われる事業スキームを導き出す。

以上のような検討の進め方をフロー図にあらわすと下記ようになる。



1-2 各事業手法の概要

新博物館の事業手法としては、県が建設、運営を行う従来型の「公設公営（直営方式）」、平成 15 年 6 月の地方自治法改正以降導入された指定管理者制度を活用した「公設民営（指定管理者制度活用）」、民間企業の資金・ノウハウを活用した「P F I」が選択肢として想定される。

【想定できる事業手法】

- (1) 公設公営
- (2) 公設民営（指定管理者制度活用）
- (3) P F I（Private Finance Initiative）

事業手法別に想定できる県と民間の役割分担

大分類	中分類	施設整備 (設計・建設)	所有	維持管理	運営
公設公営	直営	県	県	県	県
	業務委託	県	県	民	県
公設民営	指定管理者制度	県	県	民	県・民
PFI	BT0	民	県	民	県・民
	BOT	民	民	民	県・民

※県は三重県、民は民間事業者

(参考)

事業手法の説明

公設公営

従来から、自治体で取り組まれている公共施設整備方式であり、公共が、事業の企画立案から資金調達、施設整備、維持管理、運営に至る一切を行うものである。

なお、公共が施設整備・所有・運営・清掃、警備等の一部業務のみ業務委託することも可能であるがその責任は公共が負うことになる。

公設民営（指定管理者制度活用）

指定管理者制度は、公の施設の維持管理・運営を、県の指定する法人、その他の団体が代行して行うものであり、平成 15 年の地方自治法改正に伴い、導入された制度である。従来は、公の施設の管理に関しては、自治体出資（自治体が 1/2 以上を出資）の法人でなければ、委託することができなかった。しかし改正により、通常の民間事業者へも委託が可能となった。

なお、公の施設の設置・管理については、条例で定める必要があり、指定管理者の指定には議決が必要である。

また、その“業務の範囲”については、施設の目的や態様等を踏まえ、地域の実情に応じて、“公の施設の設置の目的を効果的に達成する”観点から設定し、条例において明確に定めること（文部科学省）としており、業務全体を指定管理範囲としなければいけないわけではなく、業務範囲の限定も可能である。

さらに、指定管理者制度の下では「その管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる」（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項）とされている。この利用料金制度は、公の施設の管理運営にあたって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化を図るために設けられたものである。

一方で、指定管理者が収入利益増加を目的に、サービスの質を落としたり、経費削減のために雇用者の労働条件を下げる可能性も指摘されており、利用料金制適用に当たっては行政や利用者のチェックや検証が不可欠となっている。

P F I

P F Iとは、民間事業者が自ら資金を調達し、公共施設などの整備を設計段階から建設・維持管理運営段階まで行う方式である。その際、民間事業者は、建設会社・設計会社・運営会社など数社が出資・連携し、P F I事業に関する特別目的会社（S P C）を設立し、事業を行っていくことが一般的である。

P F Iには幾つかの方式があるが、B O T方式もしくはB T O方式が採られる場合が多い。

また、事業類型としては、3通りの方法がある。ただ、通常は、独立採算型は難しいので、サービス購入型やジョイント・ベンチャー型が手法として用いられている。

なお、S P Cが破綻等により事業の継続が困難となった場合、行政と、S P Cに対して事業資金の融資を行う金融機関が事業や資産等のあり方について直接交渉することが望ましい。そこで行政とS P Cに融資を行う金融機関の間で、ダイレクト・アグリーメント（直接協定）を締結することが多くなっている。

P F Iの方法

名 前	方 式
B T O (Build Transfer Operate)	民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に行政に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。 近年固定資産税分を考慮してこの方法を選択する場合が増えている。
B O T (Build Operate Transfer)	民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に行政に施設所有権を移転する事業方式。
B O O (Build Own Operate)	民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。
R O (Rehabilitate Operate)	施設を改修し、管理・運営する事業方式。所有権の移転はなく、行政が所有者となる方式。

P F I事業者の事業類型

名 前	概 要
独立採算型	民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。
ジョイント・ベンチャー型	事業により得た収入と行政からの補助で資金調達する事業類型。
サービス購入型	民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。行政は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型。

各事業手法の特徴

	公設公営	公設民営 (指定管理者制度活用)	PFI
財政負担	・委託範囲が限定的でかつ仕様発注がとられることが多く、コスト削減余地は小さい。	・コスト削減は見込まれるが、PFIに比しコスト削減範囲が限定的である。	・設計・建設・維持管理運営を一括で性能発注することになるので、コスト削減余地は大きい。 ・資金調達を民間事業者が行い、施設の建設等を行うので、行政は一度に大量の資金を用意する必要がなく、財政の平準化が図られる。
事業リスク	・基本的には公共が事業リスクを負う。	・民間事業者が行う業務については、民間事業者がリスクを負う。	・SPCが行う業務については、基本的に民間事業者がリスクを負う。
事務手続き	・従来から、自治体で取組まれている整備・運営方式であり、煩雑性等は低い。	・公平性、透明性の観点から指定管理者の選定にあたっては、公募することが多くなっていると同時に、条例の改正や管理者指定で議会手続きが必要となるものの、導入手続きに関してはPFIに比して簡易であり、開館後いつでも導入可能である。	・法律上、実施方針の公表などを行わなければならない(PFI法5条)など手続き面で煩雑な点が挙げられる。なお、契約に関しては一定額以上のものについては議会の議決が必要である(PFI法9条)。
発注方式	・仕様発注 ・成果品、建物等の品質の確保が確実である一方、コスト高になる傾向がある。	・性能発注(管理運営) ・請負側の自由度が高いため、より民間活力の発揮につながるが、一方で品質の確保が難しい。 ・品質を確保し、適切に運営が行われるための要求水準書を定める必要がある。	・性能発注(施設整備・管理運営) ・請負側の自由度が高いため、より民間活力の発揮につながるが、一方で品質の確保が難しい。 ・品質を確保し、適切に整備・運営が行われるための要求水準書を定めることが難しい。
事業期間	・業務委託の場合、単年度契約となることが一般的である。	・指定管理期間は、通常3～5年と比較的短期になることが一般的である。	・通常15～20年と比較的長期間であることが一般的である。
事業の安定性、継続性	・研究成果や専門知識の蓄積、職員の質の確保等、ノウハウの継承に必要な安定性、継続性が確保できる。	・指定管理期間(通常3～5年)が短期になることが一般的であることから、業務内容によっては、職員の雇用条件の短期化等により、ノウハウや情報の蓄積されにくさが課題になる可能性がある。	・学芸業務を事業範囲とした場合、コスト削減が期待できる一方、職員の雇用条件が公設公営に比べて不安定になりやすく、研究成果や専門性が蓄積されにくい。 ・SPCの設立により倒産隔離は可能であるが、契約において事業の継続性が危うくなった場合の対処方法を規定することが必要である。

2 新県立博物館の施設・事業特性の整理

2-1 新県立博物館の事業特性の抽出・把握

博物館業務の特性、新県立博物館の使命・役割や活動理念から導かれるポイントを整理し、これを検討の視点としていくものとする。特に運営面に着目して新博物館のあり方を考えた場合、以下のような点が求められる。

①県民・利用者からの信頼・安心の確保

三重県の文化的資産の保全、継承の拠点として新博物館が県民、利用者から広く親しまれ、活用されるためには、「すべての活動を県民に開く」博物館として、多くの県民・利用者から信頼・安心が寄せられるような施設運営が求められる。

②三重県の資産の保全・継承、活用に向けた持続性、専門性の確保

新博物館の運営には、博物館としての中長期的な活動方針を定めたうえで、学芸員などの専門職員が、強い責任や意識を持って安定的・持続的に活動できることが求められる。そのため、三重の自然や歴史・文化に関する高い専門性等、中長期的に専門職員の育成やノウハウ・技術の蓄積・継承を図ることが必要となる。

③公文書館機能の専門性や責任の確保

新博物館は、公文書館機能を併せ持った施設であり、運営においては、公文書の選別に対する高度な専門知識、責任の担保が求められる。

④広域的、公平・中立的な立場、公益的視点に立った連携・協働体制の確保

新博物館の活動は、地域の多様な主体との積極的な協働により展開していく必要がある。三重県の文化振興のけん引役として、公平・中立的な立場や公益的視点に立って、これらの多様な主体とのネットワークを結び、円滑な連携・協働事業の展開が可能になるような運営のあり方が求められる。

⑤県施策との連動

新博物館は、三重の地域づくりや地域課題の解決、三重の未来を拓く人づくりに貢献する活動を展開することを目指していることから、県の文化振興・地域振興施策等と十分な連動を図った運営が求められる。

⑥県民負担・財政負担軽減に向けた効率性の確保

厳しい財政状況を鑑み、博物館の使命・役割や活動理念を全うできることを前提としながら、可能な限り運営の合理化・効率化を図り、運営コストの軽減を達成できるような運営のあり方を考える必要がある。

2-2 民間活力導入範囲の検討

(1) 民間活力導入範囲のケース設定

適切と思われる民間活力導入範囲の検討に当たっては、運営、維持管理、収益施設という3つの業務区分を前提として、下図のとおり、3パターンのケース分け（ケース1：運営、維持管理業務全面的に民間活力導入、ケース2：運営業務のうち広報・利用促進業務のみ＋維持管理業務＋収益施設業務を民間活力導入、ケース3：維持管理業務＋収益施設業務を民間活力導入）を行い、検討を行った。

民間活力導入範囲のケース設定

業務内容			ケース① 運営、維持管理業務、収益施設業務 全面的に民間活力導入		ケース② 運営業務のうち広報・利用促進業務のみ＋維持管理業務＋収益施設業務を民間活力導入		ケース③ 維持管理業務＋収益施設業務を民間活力導入	
			県	民	県	民	県	民
運營業務	経営企画			○	○		○	
	学芸業務	調査研究		○	○		○	
		収集保存		○	○		○	
		活用発信		○	○		○	
		その他		○	○		○	
	広報・利用促進業務			○		○	○	
維持管理業務				○		○		○
収益施設業務				○		○		○

(2) 民間活力導入範囲の考え方

前章で整理した新博物館の施設・事業特性をふまえ、運営面から、新博物館の使命、活動理念を達成するために、

- ①県民・利用者からの信頼・安心の確保
- ②三重県の資産の保全・継承、活用に向けた持続性、専門性の確保
- ③公文書館機能の専門性や責任の確保
- ④広域的、公平・中立的な立場、公益的視点に立った連携・協働体制の確保
- ⑤県施策との連動
- ⑥県民負担・財政負担軽減に向けた効率性の確保

といった新博物館に求められる条件を設定し、これらの条件をもとに、運営に関して設定した民間に委ねる業務範囲に関する3つのケースについて、妥当性を検討した。

(3) 検討結果

①から⑤の条件を十分に満たすためには、運営業務の中でもとりわけ博物館の活動方針・内容に大きく影響する経営企画業務及び学芸業務を県直営とし、県の方針を反映し、県施策と連動させやすくするとともに、三重県の資産の保全・継承、活用、公文書処理などに関する専門性やノウハウ・技術等を蓄積して、責任を担保することが妥当である。

また、本新博物館整備事業における広報・利用促進業務は、宣伝的な要素は少なく、大きな広報予算を置くことがあまり想定されていない。一方で、学校や関係機関、地域などとの連携の中で、博物館に対する理解を促進し、博物館の集客や利用を促進することが広報の主な内容になると考えられる。このような広報活動は学芸活動と一体となっていくことが必要であり、民間に委ねるメリットが少ないと考えられる。そこで、広報・利用促進業務についても、学芸業務と同様、基本的には、県直営で行うことが望ましいと考えられる。ただし、全国巡回展や大規模イベントなどのような民間にノウハウを活用したほうがよい場合もある。

よって、当面の事業スキームの比較検討にあたっては、**本施設における民間活力導入可能範囲は、維持管理業務、収益施設業務が適当と考える。これにともない、以後、公設民営については、公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）と表すこととする。**

3. 事業手法別の事業スキームの設定

2.の検討結果を踏まえると、本事業において想定される事業スキームについては、以下のとおりとする。

その上で、下の表のとおり整理した各事業スキームについて、各々の事業範囲の設定をベースに定性評価及び定量評価を行う。なお、定量評価は、3つの事業スキームを同じ条件で検討することができないため、①公設公営とPFI、②公設公営と公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）との比較により検討を行う。

	設計建設	運営	維持管理	収益施設 業務 ミュージアム ショップ運営（独 立採算/業務委 託）	備考
公設公営	県	県	県 （業務委託）	県 （目的外使用許 可/業務委託）	
公設公営・民営（指 定管理者制度活用）	県	県	民 （指定管理 者）	民 （指定管理者と は別の事業者/ 協力支援組織が 運営）	利用料金制 導入なし
PFI	民 （SPC）	県	民 （SPC）	民 （SPCとは別の 事業者/協力支 援組織が運営）	BTO、サー ビス購入型

（事業スキーム設定に際しての留意事項）

・収益施設業務について

収益施設業務（ミュージアムショップ運営等）については、維持管理業務と一体的に民間に委託する形をとっても、別の業者に任せることになるため、一体的に任せる効果はあまり期待できないことから事業範囲外とし、別事業者又は博物館の協力支援組織が行うことを想定する。

・利用料金制について

本件の場合、運営業務は県直営で行う設定としており、清掃、警備等の維持管理業務中心の指定管理になることから、指定管理者のインセンティブが働かないと考えられるため、利用料金制は導入しないこととする。

・PFIの方法について

PFIの方法としては、施設所有に着目した形態と事業資金の調達・回収方法の組み合わせによる事業類型がある。施設所有形態としては、BTO、BOT等の方式があり、事業類型としては、独立採算型、ジョイント・ベンチャー型、サービス購入型等がある。

本件の場合、博物館の性格から料金収入で回収する独立採算型や事業により得た収入と行政の補助で資金調達するジョイント・ベンチャー型は想定できない。また、近年は税制面から施設完成直後に行政に所有権を移転するBTO方式が選択されている。こうしたことから、PFIの方法としては、BTO方式、サービス購入型が望ましいと考えられる。

4. 設定した事業スキームの比較評価

ここでは、前項で整理した公設公営、公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）、P F I の3つの事業手法について、事業スキームの比較検討、評価を行う。

4-1 定性評価

(1) 定性評価の考え方

別－7ページの「各事業手法の特徴」から、公設公営、公設公営・一部民営（一部指定管理）、P F I の3つの手法について、主な相違点を下記のとおり整理した。

定性評価にあたっては、主な相違点ごとに評価項目を設定して、3つの手法の比較検討を行った。

(3つの手法間の主な相違点)

① 民間に委ねる範囲

設計、施工、運営を一括して民間に任せるP F Iが最も範囲が広く、続いて運営を民間に委ねる公設公営・一部民営（一部指定管理）、直営の順に民間に委ねる範囲が広いと考えられる。

② 資金調達の方法

P F Iは、施設整備から運営まで必要となる資金を基本的に民間から調達し、公共は、毎年サービス購入等の形で支払っていくのに対し、公設公営・一部民営（一部指定管理）については、運営資金の全部又は一部を公共が委託料の形で指定管理者に支払い、公設公営の場合は、公共が資金調達する。

③ 事業期間

事業期間については、長いものから順に、P F Iでは、通常15年から20年、公設公営・一部民営（一部指定管理）では、3年から5年となっている。

④ 発注方式

P F I及び公設公営・一部民営（一部指定管理）についての民間への発注は、制度の趣旨から、基本的に民間側の自由度が高くなる性能発注方式をとることが前提であり、公設公営の場合の委託については、仕様発注方式が前提となる。

(2) 評価項目の設定

主な相違点ごとに、財政負担の軽減又は事業特性の発揮という点から、下記のとおり、評価項目を設定した。

① 民間に委ねる範囲

（評価項目）ア コスト削減効果

② 資金調達の方法

（評価項目）イ 平準化効果

③ 事業期間

- (評価項目) ウ 県総合文化センターとの一体性、統一性
 エ 県の施策、運営方針の変化に対する柔軟な対応
 オ 事業の安定性、継続性の担保に関するリスク

④ 発注方式

- (評価項目) カ 施設の機能性の確保

(3) 定性評価結果

評価項目	定性的比較結果
ア コスト削減効果	一般的に民間に委ねる方がコスト削減効果が高いとすると、P F I が最も削減効果が高く、続いて、公設公営・一部民営（一部指定管理）、公設公営の順にコスト削減効果があると考えられる。
イ 平準化効果	資金調達を民間側で行い、サービス購入等の形で毎年分割して支払う P F I については、財政の平準化効果があると考えられる。
ウ 県総合文化センターとの一体性、統一性	P F I においては、事業期間全体の事業内容と費用をはじめに決めておくことから、一定期間ごとに指定管理者を募集する県総合文化センターとの一体性、統一性を図ることは難しいと考えられる。
エ 県の施策、運営方針の変化に対する柔軟な対応	P F I 及び公設公営・一部民営（一部指定管理）については、はじめに事業期間中の事業内容と費用を決めておくことから、事業期間中での変更は難しい。このことから、事業期間が長期に渡る P F I は、最も、県の方針転換への対応が難しく、ついで、公設公営・一部民営（一部指定管理）において対応が難しいと考えられる。
オ 事業の安定性、継続性の担保に関するリスク	P F I 及び公設公営・一部民営（一部指定管理）においては、事業期間中に、事業者側に経営破綻や不法行為等が生じた場合に、事業の継続性とそれに伴う経費発生等のリスクが生じる場合が考えられる。
カ 施設の機能性の確保	性能発注方式をとることは、具体的な仕様を指定する仕様発注方式に比べ、請負側の自由度が高く、コスト削減効果を発揮しやすい一方で、過度なコスト削減が行われるなどした場合に、発注者側の意図するような品質の確保が保証されにくい面があると考えられる。 また、性能発注方式は、あらかじめ様々なリスクを想定して適切な発注を行う必要があり、仕様発注に比べて発注のノウハウが必要な面がある。加えて、P F I など一括発注方式は、変更は容易ではない。このため、施設の機能性の確保という点からみた場合に、長期にわたって、収蔵、展示、調査研究などの多様な機能を果たすのに十分な施設と運営を確保するという点で、公設公営、公設公営・一部民営（一部指定管理）、P F I の順に、高い評価を与えることができる。

以上の評価結果から、財政負担軽減の面からは、コスト削減効果及び平準化効果において、P F I が最も効果的であると考えられるが、あくまで事業手法の特徴からの比較であり、具体的には、定量評価結果をもとに判断する。一方、事業特性の発揮という視点からは、ウ～カの評価項目において、概ね公設公営、公設公営・一部民営（一部指定管理）、P F I の順に評価できるという結果となった。

以上のことから、P F I は平準化効果はあるものの、定性評価全体としては、公設公営、公設公営・一部民営（一部指定管理）、P F I の順で評価できるという結果となった。

4-2 定量評価

定量的評価として、①公設公営（直営方式＝従来方式）とP F I、②公設公営と公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）との比較により検討を行う。

(1) 定量評価の考え方

①具体的な事業スキームを前提とした定量評価を行う。

これまで検討してきた、新博物館の業務の特性を前提にした民間活力導入の範囲と実際に実施する際の進め方（事業スキーム）にそった形で試算を行う。

具体的には、P F I については、次の前提条件により事業期間を15年とした場合の総事業費の比較、公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）については、事業期間5年とした場合の維持管理運営費の比較を行う。

なお、県直営で行う業務の事業費（人件費、事業費）は試算に含めないこととする。

②比較の手順等

3つの事業スキームを事業期間等同じ条件設定の下で一度に比較するということができないため、P F I と公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）について、それぞれ公設公営（直営方式）との比較により定量評価を行う。

比較の手順としては、公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）は、直営方式の変形型といえるため、まず、公設公営とP F I との比較を行い、V F Mが達成されない場合に、公設公営と公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）との比較を行う。

③定量比較の方法

○ 公設公営とP F I との比較

事業期間（15～20年間）において、県が負担する総事業費について、両者の比較を行い、P F I の導入により県の負担が削減されるかを検証した。

P F I では事業期間が長期にわたることから、両者の比較を名目値ではなく現在価値に換算して行った。

※ 現在価値とは、将来の金銭価値と現時点の金銭価値を比較するため、将来受け取る価値が、現時点ではどれぐらいの価値があるかを示したもの。

○ 公設公営と公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）との比較

事業期間（５年間）において、県が負担する総事業費について、両者の比較を行い、公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）の導入により、県の負担が削減されるかを検証した。公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）では、事業期間が短いことから、両者の比較を名目値で行った。

(2) 定量比較（試算）

収支試算の前提を基に試算を行った。その結果は、以下のとおりである。

① P F I における定量評価

P F I における定量評価に関し、初期投資及び維持管理運営費における公共負担額について、従来型と P F I で実施した場合との比較を行った。試算にあたっては、施設整備費、維持管理運営ともに従来型の 90% と設定した。

【V F M 試算結果】

1) 事業期間 15 年

V F M ((A - B) / A)	△ 4.61%
削減額 (A - B)	△ 433 百万円
A : 従来型（県が直接実施する場合）のコスト （現在価値）	9,376 百万円
従来型（県が直接実施する場合）のコスト （名目値）	13,104 百万円
B : P F I 方式で実施する場合のコスト（現在価値）	9,809 百万円
P F I 方式で実施する場合のコスト（名目値）	15,139 百万円
年間のサービス対価支払い額	515 百万円／年

2) 事業期間 20 年（参考試算）

V F M ((A - B) / A)	△ 6.58%
削減額 (A - B)	△ 623 百万円
A : 従来型（県が直接実施する場合）のコスト （現在価値）	9,470 百万円
従来型（県が直接実施する場合）のコスト （名目値）	14,112 百万円
B : P F I 方式で実施する場合のコスト（現在価値）	10,093 百万円
P F I 方式で実施する場合のコスト（名目値）	16,929 百万円
年間のサービス対価支払い額	463 百万円／年

【定量評価結果】（P F I の場合）

本事業を P F I で実施した場合について V F M を試算したところ、事業期間 15 年の場合は V F M が △4.61%、事業期間 20 年の場合は V F M が △6.58% となり、本事業に P F I を導入した場合には、県の財政負担に関して削減効果を得ることは困難なことが示された。

P F I は、事業手法として、県の財政負担の削減の面では導入効果が期待できないも

のと考えられることから、本事業においてはP F I の導入は難しいと判断される。

②公設公営・一部民営（指定管理者制度活用）の場合の定量評価

【試算結果】

公共負担削減率 $((A - B) / A)$		5.52%
削減額 $(A - B)$		37 百万円
A：従来型（県が直接実施する場合）のコスト（名目値）		667 百万円
B：指定管理者制度活用の場合のコスト（名目値）		630 百万円
年間の維持管理費負担額		124 百万円／年

【定量評価結果】（指定管理者制度の場合）

本事業に指定管理者制度を導入して実施した場合、公共負担削減額が 37 百万円、公共負担削減率が 5.52%となり、本事業に指定管理者制度を導入した場合には、県の財政負担に関して削減効果を得られることが示された。

指定管理者制度は、事業手法として、県の財政負担の削減の面では導入効果が期待できるものと考えられることから、本事業において当該手法導入は可能と判断される。

5. 望ましい事業スキームについて

4.までの検討結果に基づき、新博物館を整備するにあたり、事業スキームとしては、公設公営（直営方式）を基本に、維持管理・運営の一部に指定管理者制度を導入する一部民営方式とすることが望ましいと判断する。

○ P F I としない理由

定性評価において、P F I が有効であったのは主に財政面での効果であったが、今回の事業スキームを前提とした場合に、定量評価でV F Mが達成されない結果となった。

○ 公設公営（直営方式）としない理由

定性評価においては、公設公営の評価は、比較的风险が低く、安定的な事業スキームと捉えたが、定量比較において、一部指定管理制度を導入することが効果的であるという結果となった。

【まとめ】

全体として、全国的にみても博物館へのP F Iや民間事業者への指定管理者制度の導入が少ない傾向がある。新博物館の場合、三重の自然と歴史・文化を保全・継承し、活用できる博物館として、高度な専門性、収蔵、展示、研究の各機能を満たす特別な仕様、安定的な知識・情報の蓄積などが要請されている。このため、施設面でも、運営面でも、基本的に公設公営を採用し、一部指定管理者制度を導入することとした。

しかしながら、財政面での効果はもちろん、新博物館の特徴である県民・利用者との「協創」や、多様な主体との「連携」により新しい博物館像を今後築いていくという観点から、民間のノウハウを活用した民間活力の効果的な導入を検討し、実行していくことが必要である。基本的な事業スキームは、今回の検討結果のとおりとした上で、県総合文化センターとの一体的な管理など、今後引き続き幅広い検討を行い、民間活力の導入を図っていくこととする。

(資料 4)

主な道府県立博物館の概要データ

三重県生活・文化部作成

No	博物館名称	館種 *(1)	開館 年月(日) (改修年 月(日))	面積 (㎡) *(2)			平成19年度職員数 (館長を除く)					所蔵資料 点数	平成18年 度年間入 館者 総数
				延床面積	展示面積	収蔵庫面積	事務系		学芸系				
							常勤	非常勤	常勤	非常勤	派遣		
	(参考) (現)三重県立博物館	総合	S28.6.26	3,176	333	1,718	1	3	7	2		280,000	16,977
1	岩手県立博物館	総合	S55.10.5	12,052	3,406	1,666	4		17	12		166,016	38,240
2	東北歴史博物館	歴史	H11.10.9	15,446	3,321	1,107	8		21	12		70,000	123,891
3	秋田県立博物館	総合	S50.5.5 (H16.4.29)	11,946	3,620	1,999	3	2	18	15		109,294	103,701
4	福島県立博物館	総合	S61.4.1	11,071	2,815	2,295	6		20			100,031	81,955
5	ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	自然史	H6.11.13	11,995	4,157	854	11	2	16	5		194,143	418,785
6	栃木県立博物館	総合	S57.10 (H11.3)	11,159	2,938	2,057	8	14	15	9		229,242	118,605
7	千葉県立中央博物館	総合	H1.2.7	15,254	4,291	4,151	12		47			582,782	178,509
8	群馬県立自然史博物 館	自然史	H8.10.22	12,122	2,818	842	9	8	9	1		80,000	166,629
9	神奈川県立生命の 星・地球博物館	自然史	H7.3.20	19,064	5,075	1,433	13	13	20			336,435	241,549
10	山梨県立博物館	歴史	H17.10.15	8,761	2,765	1,458	8	20	11			206,894	124,697
11	新潟県立歴史博物館	歴史	H12.8.1	10,841	3,540	1,570	5	1	15			40,000	63,315
12	長野県立歴史館	歴史	H6.11.3	10,457	1,570	1,860	3	5	19	4		273,647	112,230
13	福井県立恐竜博物館	自然史	H12.7.14	15,000	4,995	951	4	4	11	12	4	5,621	297,904
14	岐阜県博物館	総合	S51.5 (H7.3)	10,593	2,975	1,097	7	1	15	9		63,361	72,837
15	滋賀県立琵琶湖博物 館	総合	H8.10.20	23,987	6,106	5,000	11	4	26	11		380,000	476,563
16	兵庫県立人と自然の 博物館	自然史	H4.10.9	18,691	4,049	2,951	14		36	2		74,321	206,605
17	広島県立歴史博物館	歴史	H1.11.3	8,941	2,368	1,364	3	1	9	2		1,000,000	89,073
18	鳥取県立博物館	総合	S47.10.1	9,699	2,694	258	7		19	1		108,966	85,646
19	島根県立古代出雲歴 史博物館	歴史	H19.3.10	11,855	3,317	2,131	11	1	10	1		旧館から 移管中	*平成へー で20万人
20	香川県歴史博物館	歴史	H11.11.16	19,656	2,746	2,833	7	4	17	2		207,768	100,075
21	愛媛県歴史文化博物 館	歴史	H6.11.19	18,036	4,406	2,050	11		13			400,000	85,494
22	長崎歴史文化博物館	歴史	H17.11.3	13,309	3,216	1,050	7	3	13			48,000	609,424
23	宮崎県総合博物館	総合	S46.3 (H10.5)	8,314	3,397	1,545	5	1	9	11		88,558	172,587
24	沖縄県立博物館・美 術館	総合	H19.11.1	23,602	5,167	4,065	8		18	4		83,688	開館前
	(平均) *(3)			13,827	3,573	1,941	7.7	5.3	17.7	6.6	4	210,816 *(4)	180,378 *(5)

*(1)館種は「全国博物館図職員録(平成19年)」(財団法人日本博物館協会編集・発行)を参考としました。

*(2)アンケートで小数点以下があった場合は四捨五入して整数にしています。

(3):三重県立博物館は含みません。(4) *(5):島根県立古代出雲歴史博物館は含みません。*(5):沖縄県立博物館・美術館は含みません。

※本表は平成19年7月に三重県が実施した全国の都道府県立博物館へのアンケート調査の結果をもとに作成しました(参考として、表の冒頭に(現)三重県立博物館のデータ(平成20年9月現在)を記載しました)。

※総合系博物館又は平成元年以降に開館した博物館のうち、延床面積8千㎡以上のものについてまとめました。

エリア面積他館比較表

三重県生活・文化部作成

エリア	新県立博物館		新県立博物館 (Ⅰ期想定分)		他館集計値		岩手県立 博物館		栃木県立 博物館		千葉県立 中央博物館		山梨県立 博物館		滋賀県立 琵琶湖博物館 (水族部門除く)		島根県立 古代出雲 歴史博物館	
	面積	%	面積	%	(1) 平均面積	% (1)/(2)	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
エントランスエリア	360	3.0%	360	3.6%	930	7.2%	750	6.2%	298	2.7%	833	5.4%	475	5.4%	2,343	11.9%	880	7.6%
交流創造エリア	1,430	11.9%	1,230	12.3%	1,016	7.9%	986	8.2%	474	4.2%	633	4.1%	1,288	14.7%	1,389	7.1%	1,323	11.4%
展示エリア	2,100	17.5%	2,100	21.0%	3,460	27.0%	3,256	27.0%	3,254	29.2%	4,323	28.2%	2,838	32.4%	4,066	20.7%	3,021	26.1%
収蔵エリア	3,640	30.3%	2,530	25.3%	2,759	21.5%	1,859	15.4%	2,487	22.3%	4,197	27.4%	856	9.8%	4,647	23.6%	2,509	21.7%
調査研究エリア	750	6.3%	690	6.9%	864	6.7%	872	7.2%	596	5.3%	1,353	8.8%	342	3.9%	1,540	7.8%	478	4.1%
管理エリア	550	4.6%	480	4.8%	526	4.1%	457	3.8%	642	5.8%	435	2.8%	358	4.1%	823	4.2%	441	3.8%
機械エリア	1,000	8.3%	900	9.0%	*(3) 988	7.7%	1,182	9.8%	623	5.6%	905	5.9%	943	10.8%	4,875	24.8%	1,289	11.1%
共用	2,170	18.1%	1,710	17.1%	*(3) 2,285	17.8%	2,690	22.3%	2,785	25.0%	2,655	17.3%	1,661	19.0%			1,634	14.1%
合計	12,000		10,000		*(2) 12,828		12,052		11,159		15,334		8,761		19,683		11,575	

(面積:㎡)

*(2) 各エリア面積の他館平均値の合計です。

*(3) 機械・共用エリアから滋賀県立琵琶湖博物館のデータを除いています。

※他館の選定については、比較的新しい県立の総合博物館を中心に、規模、構成などを加味して行いました。
※各館のデータについては、入手している資料を参考に、新県立博物館の検討内容とエリア構成が同様になるよう再整理した面積を記載しています。そのため、各館が公表している各エリアの面積とは相違している場合があります。
※各エリアの面積は、共用部分(便所、廊下、階段、エレベーター等)を除いた面積です。

(資料5)

博物館名	区分	相	類	施設	設置は又定	設置者	種別	所在地
	博							
三重県立博物館	○			○	S28.6.16	三重県	総合	津市
三重県立美術館	○			○	S57.4.1	三重県	美術	津市
斎宮歴史博物館	○			○	H1.10.18	三重県	歴史・考古	明和町
桑名市博物館	○			○	S46.2.24	桑名市	美術・歴史	桑名市
四日市市立博物館	○			○	H5.4.1	四日市市	総合	四日市市
澄懷堂美術館	○			○	H6.4.3	(財)澄懷堂	美術	四日市市
鈴鹿市考古博物館	○			○	H10.10.1	鈴鹿市	考古	鈴鹿市
亀山市歴史博物館	○			○	H6.9.7	亀山市	歴史	亀山市
paramita museum	○			○	H16.3.15	個人	美術	菟野町
朝日町歴史博物館	○			○	H10.11.9	朝日町	歴史	朝日町
石水博物館	○			○	S50.12.24	(財)石水博物館	美術	津市
松阪市文化財センター(はにわ館)	○			○	H15.3.21	松阪市	考古・歴史	松阪市
本居宣長記念館	○			○	S46.11.13	(財)鈴屋遺蹟保存会	歴史	松阪市
神宮徴古館	○			○	M44.4.1	(宗)神宮	総合	伊勢市
神宮農業館	○			○	M44.4.1	(宗)神宮	総合	伊勢市
神宮美術館	○			○	H5.9.8	(宗)神宮	美術	伊勢市
海の博物館	○			○	S46.12.7	(財)東海水産科学協会	民俗	鳥羽市
伊賀流忍者博物館	○			○	H20.2.18	(社)伊賀市観光協会	歴史・民俗	伊賀市
二見シーパラダイス		○		○	S41.4.29	(株)夫婦岩パラダイス	水族	伊勢市
鳥羽水族館		○		○	S33.2.1	鳥羽水族館(株)	水族	鳥羽市
志摩マリンランド		○		○	S47.10.7	近畿日本鉄道(株)	水族・化石	志摩市
木曾岬町文化資料館			○		H2.6.23	木曾岬町	民俗	木曾岬町
藤原岳自然科学館			○	○	S48.4.1	いなべ市	自然	いなべ市
桐林館			○		S59.2.11	いなべ市	自然・民俗	いなべ市
東員町郷土資料館			○		S51	東員町	民俗・考古	東員町
菟野町郷土資料館			○		S53.11.3	菟野町	歴史・民俗	菟野町
川越町郷土資料館			○		H6	川越町	民俗・歴史	川越町
朝日町資料館			○		S53.11.3	朝日町	民俗	朝日町
六華苑			○		H5.6.5	桑名市	建造物	桑名市
桑名市長島町輪中の郷			○	○	H5.5.2	桑名市	産業・民俗	桑名市
桑名市郷土館			○		S57.5.24	桑名市	民俗・考古	桑名市
楽翁公百年祭記念宝物館			○	○	S9.5.13	(宗)鎮国守国神社	歴史・美術	桑名市
四日市市楠歴史民俗資料館			○		H17.4.29	四日市市	歴史・民俗	四日市市
下野郷土資料館			○		S55.3.20	下野地区連合自治会	民俗	四日市市
平津町郷土資料館			○		S49.11.3	平津町自治会	民俗・考古	四日市市
あがた郷土資料館			○		S56.11.22	あがた郷土資料館運営委員会	民俗	四日市市
三重郷土資料館			○		S52.11.13	三重郷土資料保存会	歴史・民俗	四日市市
神前郷土資料館			○		S58.11.6	神前社会福祉協議会	民俗	四日市市
小山田郷土資料館			○		S51.4.1	市立小山田小学校PTA	民俗	四日市市
四郷郷土資料館			○		S58.11.3	四郷郷土資料保存会	産業・民俗	四日市市
秤乃館			○	○	H3.5.11	個人	歴史	四日市市
佐佐木信綱記念館			○	○	S61.5.28	鈴鹿市	文学	鈴鹿市
稻生民俗資料館			○	○	H5.4.4	鈴鹿市	民俗	鈴鹿市
大黒屋光太夫記念館			○	○	H元.12.9	鈴鹿市	歴史	鈴鹿市

博物館名	区分	相	類	施設は又定	設置者	種別	所在地
	博						
伊勢型紙資料館			○	○	H9.4.1 鈴鹿市	歴史	鈴鹿市
庄野宿資料館			○	○	H10.4.1 鈴鹿市	歴史	鈴鹿市
伝統産業会館			○		S58.4.15 鈴鹿市	工芸	鈴鹿市
前川定五郎資料館			○		H4.11.7 鈴鹿市	歴史	鈴鹿市
高宮資料館			○	○	S55.4.18 加佐登神社奉賛会	考古	鈴鹿市
鈴鹿サーキット万葉の森			○	○	S52.4.10 (株)モビリティランド	植物	鈴鹿市
関町まちなみ資料館			○		S63.7.13 亀山市	民俗	亀山市
関宿旅籠玉屋歴史資料館			○		H9.4.1 亀山市	民俗・歴史	亀山市
かめやま美術館			○	○	H6.7.20 (株)安全	美術	亀山市
津市埋蔵文化財センター			○		H6.11 津市	考古	津市
谷川士清旧宅			○		S54.7.1 津市	史跡	津市
津市香良洲歴史資料館			○		H6.11 津市	歴史	津市
津市一身田寺内町の館			○		H14.11.9 津市	歴史	津市
津市安濃郷土資料館			○		H17.10 津市	歴史	津市
津市芸濃郷土資料館			○		H17.12 津市	歴史	津市
津市美里ふるさと資料館			○		H16.5 津市	歴史	津市
津市美杉ふるさと資料館			○	○	H3.5.19 津市	歴史・民俗	津市
津市白山郷土資料館			○		H7.5.28 津市	郷土資料	津市
高田本山専修寺宝物館			○	○	S37.4.1 真宗高田本山専修寺	歴史	津市
ルーブル彫刻美術館			○	○	S62.12.16 個人	美術	津市
三重中央農業組合郷土資料館			○	○	H17.12 三重中央農業組合	郷土資料	津市
松阪市嬉野考古館			○		H5.6.15 松阪市	考古	松阪市
松浦武四郎記念館			○	○	H6.7.3 松阪市	歴史	松阪市
松阪市立歴史民俗資料館			○	○	S53.11.1 松阪市	歴史・民俗	松阪市
松阪商人の館			○		H8.10.1 松阪市	史跡	松阪市
伊勢市立郷土資料館			○	○	S60.9.1 伊勢市	考古・歴史・民俗	伊勢市
伊勢古市参宮街道資料館			○		H7.10.7 伊勢市	歴史	伊勢市
尾崎罌堂記念館			○		H15.11.15 伊勢市	歴史	伊勢市
山田奉行所記念館			○		H18.5.9 伊勢市	歴史	伊勢市
伊勢河崎商人館			○		H14.8.25 伊勢市	歴史	伊勢市
お伊勢まいり資料館			○		S51.4.1 伊勢郷土史研究会運営委員会	歴史・郷土	伊勢市
皇學館大學佐川記念神道博物館			○	○	H元.8.12 皇學館大學	考古・歴史	伊勢市
金剛證寺宝物館			○	○	S40.10.1 (宗)金剛證寺	歴史	伊勢市
マコンデ美術館			○	○	H3.9.26 個人	美術	伊勢市
真珠博物館（ミキモト真珠島）			○	○	S26.3.11 (株)御木本真珠島	歴史・科学	鳥羽市
志摩市立磯部郷土資料館			○	○	H元.8.18 志摩市	民俗	志摩市
志摩市立阿児資料館			○		H6.7.7 志摩市	民俗	志摩市
志摩 鈴ミュージアム			○		H18.11.3 個人	民俗	志摩市
大山玉宝美術館			○	○	H19.10.20 個人	美術	志摩市
多気町郷土資料館			○	○	H5.11.20 多気町	考古・歴史	多気町
勢和資料館			○		H9.7 多気町	歴史	多気町
明和町立歴史民俗資料館			○	○	H3.7.13 明和町	歴史・民俗	明和町
大台町民芸館			○		S53.6.1 大台町	民俗	大台町
村山龍平記念館			○		S58.4.1 玉城町	考古・歴史	玉城町
度会町郷土資料館			○		H元.10.31 度会町	民俗・歴史	度会町
大紀町郷土資料館			○		H11.4.4. 大紀町	民俗	大紀町
おおみや昆虫館			○		H6.6.26 大紀町	自然	大紀町
愛州の館			○	○	H7.4.1 南伊勢町	郷土・歴史	南伊勢町

博物館名	区分			博物館	設置は又定	設置者	種別	所在地
	博	相	類					
伊勢現代美術館			○	○	H15.4	個人	美術	南伊勢町
旧崇廣堂			○		H6.12.4	伊賀市	史跡	伊賀市
城之越遺跡			○		H9	伊賀市	史跡	伊賀市
旧小田小学校本館			○		H7.10.15	伊賀市	建築物、教育	伊賀市
大山田郷土資料館			○		H4.3.31	伊賀市	歴史・民俗	伊賀市
阿山ふるさと資料館			○		H7.7.3	伊賀市	郷土・民俗	伊賀市
俳聖殿			○		S17.9.2	(財)伊賀文化産業協会	文学	伊賀市
伊賀上野城			○	○	S10.10.18	(財)伊賀文化産業協会	歴史・産業	伊賀市
蓑虫庵			○		S13.1	(財)芭蕉翁顕彰会	史跡	伊賀市
芭蕉翁生家			○		S30.8.25	(財)芭蕉翁顕彰会	史跡	伊賀市
芭蕉翁記念館			○	○	S34.10.12	(財)芭蕉翁顕彰会	文学	伊賀市
だんじり会館			○	○	H6.12.5	(社)伊賀市観光協会	歴史	伊賀市
伊賀越資料館			○	○	S43.8	(社)伊賀市観光協会	歴史	伊賀市
伊賀信楽古陶館			○	○	S53.3	(社)伊賀市観光協会	美術	伊賀市
伊賀くみひもセンター			○		S53.4.13	三重県組紐協同組合	工芸	伊賀市
上野歴史民俗資料館			○		S11.7.1	伊賀市	歴史・民俗	伊賀市
柘植歴史民俗資料館			○		H13.4	伊賀市	歴史・民俗	伊賀市
名張市郷土資料館			○		S62.7	名張市	歴史	名張市
名張藤堂家邸			○		H4.11.1	名張市	史跡	名張市
夏見廃寺展示館			○		H7.7.7	名張市	歴史	名張市
美旗市民センター歴史資料館			○		H10.4.1	名張市	歴史	名張市
名張市立図書館江戸川乱歩コーナー			○		S62.7	名張市	文学	名張市
日本サンショウウオセンター			○	○	S57.10.29	赤目四十八滝渓谷保勝会	水族	名張市
尾鷲市立中央公民館郷土室			○	○	S55.6.30	尾鷲市	郷土	尾鷲市
熊野市歴史民俗資料館			○		H12.2.1	熊野市	民俗・歴史	熊野市
熊野市紀和鉱山資料館			○	○	H7.4.1	熊野市	鉱山・民俗	熊野市
紀伊長島郷土資料館			○	○	H18.12.1	紀北町	歴史・民俗	紀北町
海山郷土資料館			○	○	S55.3.1	紀北町	歴史・民俗	紀北町
紀宝町ふるさと資料館			○		H10.10.1	紀宝町	民俗・歴史	紀宝町
鶴殿ふるさと歴史館			○		H10.11.1	紀宝町	歴史	紀宝町

都道府県立公文書館の概要データ

(資料6)

三重県生活・文化部作成

№	公文書館名称	開館 年月日	延床面積 (㎡) *(1)	書庫面積 (㎡) *(2)	中間 書庫 の有無 *(3)	中間 書庫 面積 (㎡) *(4)	閲覧室 面積 (㎡) *(4)	職員数 *(5) (館長を除く)				
								事務系		専門系		
								常勤	非常勤	常勤	非常勤	派遣
	(参考) 三重県生活・文化部 文化振興室 (県史編さんグループ)	H6年度より 公文書選別 実施		現在の 収蔵 スペース 405㎡	ない							
1	北海道立文書館	S60.7.15	1,901	824	ない		224	8	6	3		
2	宮城県公文書館	H13.4.1	2,390	1,382	ない		378	4			5	
3	秋田県公文書館	H5.11.2	2,485	1,838	ない		334	9	7	6	4	
4	福島県歴史資料館	S45.9.1	1,671	1,211			120		4	5		
5	茨城県立歴史館	S49.9.3	8,438	1,562	ない		53	13	16	19	10	
6	栃木県立文書館	S61.10.1	1,268	539	ない		91	1		4	8	
7	群馬県立文書館	S57.11.1	5,766	3,056	ない		162	4		9	12	
8	埼玉県立文書館	S44.4.1	6,507	3,165	ない		372	5		13	8	
9	千葉県文書館	S63.6.15	6,009	2,161	ない		76	7		3	39	
10	東京都公文書館	S43.10.1	8,550	1,941	ない		121	12	11			
11	神奈川県立公文書館	H5.11.6	9,956	3,189	ある	370	639	6		15	8	
12	新潟県立文書館	H4.8.7	900	617	ない		73	5	1		6	
13	富山県公文書館	S62.4.1	3,997	2,178	ある	948	147	2		3	7	
14	福井県文書館	H15.2.1	3,119	1,390	ない		146	2		3	6	
15	長野県立歴史館	H6.11.3	10,457	1,570	ない		159	3	4	18	4	
16	岐阜県歴史資料館	S52.7	1,783	556	ない		104	3	2	4	3	
17	愛知県公文書館	S61.7.1	2,166	1,229	ない		285	3	6	1	3	
18	京都府立総合資料館	S13.11.15	13,743	2,792	ない		1,060	12			1	
19	大阪府公文書館	S60.11.11	1,146	569	ない		90	2	5		3	
20	兵庫県公館県政資料館	S60.4.17	665	1,213	ある	814	52	3	1		2	
21	奈良県立図書情報館	H17.11.3	11,821	1,232	ない		4,552	8		17		
22	和歌山県立文書館	H5.7.	1,378	927	ない		171	9	3		4	
23	鳥取県立公文書館	H2.10.1	1,728	458	ある	250	257	2	3	2	2	
24	岡山県立記録資料館	H17.9.7	1,701	761	ない		約157.00	2		3	7	
25	広島県立文書館	S63.10.1	2,530	1,045	ある	書架延長 1,213m	203	2		5	6	
26	山口県文書館	S34.4.1	1,232	788	ない		209	(3)		6	1	
27	徳島県立文書館	H2.11.3	2,246	884	ない		124	2	2	2	6	
28	香川県立文書館	H6.3.28	4,558	1,833	ない		249	3	5	1	6	
29	大分県公文書館	H7.2.28	2,105	1,034	ない		98	4	5			
30	宮崎県文書センター	H14.7.17	1,083	書架延長 4,500m	ある		67		10			
31	沖縄県公文書館	H7.8.1	7,758	3,235	ない		253	4	2	9	21	2

№	公文書館名称	H19年度 入館者・ 利用者数 (人) *(6)	収蔵資料数			設置状況	類型
			歴史的 公文書	古文書	その他(刊行物、図書等)		
	(参考) 三重県生活・文化部 文化振興室 (県史編さんグループ)		選別公文書 4,192 明治期県庁 文書絵図 11,619	前近代 29,005 近現代 50,920	刊本・複製本37,629 映像フィルム・写真6,239 調査カード綴1,210	—	—
1	北海道立文書館	2,917	52,195	私文書 33,447	刊行物180,169	—	B
2	宮城県公文書館	1,456	31,981	—	刊行物4,739 ネガ・マイクロフィルム3,182 絵地図1,465	NPOプラザ・生涯 学習セミナールームと 複合施設	A
3	秋田県公文書館	11,883	72,853	58,328	刊行物18,471 その他2,363 複製本9,002	図書館と併用	A
4	福島県歴史資料館	10,923	48,876	155,021	刊行物44,936 その他4,236		C
5	茨城県立歴史館	入館者数 93,976 利用者数 140,858	67,370	212,571	刊行物58,395 その他(図書)60,550	博物館機能と 一体化	C
6	栃木県立文書館	4,700	57,420	241,012	マイクロフィルム(巻)3,947 写真帳7,955	県庁東館の一部	B
7	群馬県立文書館	10,500	140,895	357,692	刊行物27,621 マイクロフィルム(巻)3,064 焼付プリント7,438		B
8	埼玉県立文書館	54570 (うち 利用者数 20,256)	138,044	598,628	行政刊行物21,576 複製資料8,087 県史編さん資料46,382 図書57,905 地図等63,876	県の行政機関と 併用	B
9	千葉県文書館	20,791	71,156	431,126	行政資料83,524 その他56,392		B
10	東京都公文書館	閲覧者数 3632	168,000	8,000	刊行物79,500 図書等70,100 地図類1,500		A
11	神奈川県立公文書館	9,311	187,713	128,524	刊行物145,637 その他170,263		A
12	新潟県立文書館	1629 (入館者・レ ファレンス)	36,000	211,000	刊行物34,000 その他200,000	図書館・生涯学 習センターと併用	B
13	富山県公文書館	2,285	13,087	17,518	複製資料26,000 行政刊行物・図書11,442		A
14	福井県文書館	11,046	30,204	240,121	刊行物17,182	図書館と併用	A
15	長野県立歴史館	117,236	32,244	107,861	刊行物11,029 絵地図21,170	博物館機能と 一体化	B
16	岐阜県歴史資料館	5,814	27,263	383,021	図書等21,339		C
17	愛知県公文書館	4,823	80,934	古文書等 3,349	刊行物77,179	県の行政機関と 併用	A
18	京都府立総合資料館	81814 (うち歴史 資料課文 書閲覧室 2,623)	61,544	81,735	刊行物92,775(文献課で所 管) 近代文学資料23,782 写真資料6,768	図書館機能を有 する施設と併用	C
19	大阪府公文書館	4,891	11,362	近世近代 資料7,222	公報22,614 官報・議会議事録3,354 行政資料・刊行物78,448 写真7,397 映像・その他5,257		A
20	兵庫県公館県政資料館	30,423	25,487	史資料 10,909	刊行物41,021 布達・公報・官報2,512	迎賓館部門と 併用	A

21	奈良県立図書情報館	499,879	10,416	21,972	図書479,006	図書館として 公文書館機能 をもつ	A
22	和歌山県立文書館	2,625	18,900	72,200	廃棄文書2,900 刊行物・図書等31,090	図書館と併用	B
23	鳥取県立公文書館	12,360	39,801	古文書等 379	マイクロフィルム920,648	図書館と併用	A
24	岡山県立記録資料館	4,013	63,000	113,000	複製資料等28,000		A
25	広島県立文書館	4,987	行政文書 48,381	218,169	行政資料68,787 複製資料40,000 図書16,605	図書館・産業技 術交流センターと併 用	B
26	山口県文書館	入館者数 4610 閲覧者数 2,312	70,784	202,787	刊行物126,926	図書館と併用	B
27	徳島県立文書館	24,215	17,918	123,783	行政資料61,433 その他23,994		B
28	香川県立文書館	49495 (文書館の み)	23,331	76,294	刊行物88,742 その他16,713	図書館と併用	A
29	大分県公文書館	576	48,155	—	行政資料24,412 その他7,800 写真・フィルム16,848	図書館・先哲資 料館と併用	A
30	宮崎県文書センター	2,495	—	—	—	—	A
31	沖縄県公文書館	42,897	琉球政府文 書160,692 冊 沖縄県文書 30,716箱	—	行政刊行物57,465冊 地域資料(米国収集資料含 む)3,613,373点		A

・本表は、平成20年9月に三重県が実施した全国の都道府県立公文書館へのアンケート調査の結果及び独立行政法人 国立公文書館発行『全国公文書館 関係資料集』(平成19年5月)に掲載された都道府県立公文書館のデータをもとに作成しました。宮崎県文書センターは公文書に準じた施設ですが、本データに含めて取りまとめました。

・開館年月日から入館者・利用者数までがアンケート回答に基づくデータ、収蔵資料数と設置状況が『関係資料集』に基づくデータとなっています。アンケートで小数点以下の記載があった面積データは、四捨五入して整数にしています。

・参考として、表の冒頭に三重県生活・文化部文化振興室において実施している県史編さん業務・公文書選別業務に伴って収蔵している資料のデータ(平成20年3月現在)を記載しました。

・類型欄は、設置状況(単独・併設・複合)を踏まえて、下記の基準で分類をしたものです。

A : 公文書が中心(古文書類を収集・保管しているものもある)

B : 主として民間古文書で、行政公文書も収蔵

C : 行政文書・古文書に加え、民俗資料等も収集・保管

・なお、公文書館は、単独で建設されたものよりも、図書館などの施設と併設されているケースが多いこともあり、諸面積、職員数、入館者・利用者数収蔵資料数などのデータの記載基準は、各館の設立条件・算出方法などにより一様ではありません。

・「文書館」の読みは、千葉県、新潟県、香川県が「ぶんしょかん」、北海道、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県が「もんじょかん」となっています。

- * (1) 延床面積のデータ：茨城県立歴史館は「文書整理保管庫は含まず」、新潟県立文書館は「施設(4,816.44㎡)のうち、文書館専用施設の面積」、兵庫県公館県政資料館は「公文書館機能を担っている歴史資料部門の面積(中間書庫の面積814㎡は含まず)」、鳥取県立公文書館は「図書館と併設、建物は独立しているが共用部あり」、広島県立文書館は「広島県情報プラザに県立図書館、県立産業技術交流センターとともに配置。施設全体の面積 23,674㎡」、山口県文書館は「併設の図書館と合わせ 9,819㎡」との付記データあり。
- * (2) 書庫面積のデータ：福島県歴史資料館は「文書庫252㎡×3層、収蔵庫455㎡」、茨城県立歴史館は「第1書庫338.52㎡・第2書庫226.15㎡、別棟として文書整理保管庫997.7㎡」、長野県立歴史館は「行政文書書庫592㎡、古文書書庫583㎡」との付記データあり。
- * (3) 中間書庫のデータ：秋田県公文書館は「本県では中間書庫は、知事公室情報公開センター文書指導班が所管しており、本庁の地下に記録書庫として設置」、兵庫県公館県政資料館は「文書主管課(文書課)が設置し、原則として完結後1年経過した文書を集中保管する書庫。管理主体は、公文書館機能を担っている県政資料館歴史資料部門ではないが、保管されている公文書等は歴史的文化的価値を有する公文書等の評価選別の対象になる」、鳥取県立公文書館は「本庁に設置、中間書庫という位置づけではないが似た機能を持つ」、広島県立文書館は同館が所在する「広島県情報プラザとは離れた場所に設置、宮崎県文書センターは書庫を中間書庫としても使用しているが面積としては「特に指定はない」、沖縄県公文書館は「但し、保全年限を延長した一部の公文書の引き渡しを受けている」との付記データあり。
- * (4) 閲覧室のデータ：愛知県公文書館は「閲覧室254.46㎡、閲覧和室31.02㎡」、京都府立総合資料館は「うち歴史資料課文書閲覧室 85㎡」との付記データあり。
- * (5) 職員数のデータ：茨城県立歴史館は「公文書担当以外の職員を含む」、富山県公文書館は「うち兼務1人」、長野県立歴史館は「館全体の人数」、京都府立総合資料館は「職員数は歴史資料課の職員数を示す」、山口県文書館は「図書館総務課(3人)が兼務」との付記データあり。
- * (6) 入館者・利用者数のデータ：秋田県公文書館は「企画展、各種講座の参加者等を含む。なお資料請求者数は一般が707人、県職員利用者数は126人」、兵庫県公館県政資料館は内訳として「閲覧者数190人、展示観覧者数22,526人(※他部門含む)、講座等参加者数191人、レファレンス数114人、HP閲覧件数7,402人」との付記データあり。

三重県立博物館の概要

～オオサンショウウオの“さんちゃん”がいる博物館～

1 施設の概要

- (1) 開 館 昭和 28 年(1953) 6 月
- (2) 面 積 3,176 m² (敷地、3,581 m²(津市借地含む))
- (3) 所在地 津市広明町 147 番地 2
- (4) 職員数 12 人 (正規職員 8 人)
- (5) 収蔵資料 約 280,000 点
(人文科学部門：19,300 点、自然科学部門：260,700 点)



- (6) 利用案内 ※展示室は平成 19 年 10 月から閉鎖しています

閉鎖までの状況

- ・開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時
- ・休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は開館)、祝日休日の翌日、年末年始
- ・入館料 大人:40 円、高大生:30 円、中学生以下・65 歳以上:無料

2 事業概要

昭和 28 年 6 月、県内初の総合博物館として、津市偕楽公園内に開館して以来 50 年以上にわたり、地域に根ざした展示や教育普及・調査研究活動を通して、三重県の自然と歴史・文化に対する県民の関心を深めるとともに、生活向上と文化の発展に努めてきました。近年、三重県立博物館移動展示、体験を重視した博物館教室・フィールドワーク、みんなの博物館サポートスタッフ制度などにより博物館活動の充実を図っていますが、開館後 50 年以上が経過した現在、建物の老朽化や専門学芸員の不足などのため、来館者の安全や収蔵資料の適正な保存、多様化・高度化する県民ニーズへの対応が不十分な状況にあります。

このような状況の中、本年 3 月には「新県立博物館基本構想」がまとめられ「県民とともに成長する開かれた博物館」として新博物館の整備に向けた検討が行われています。

(1) 展示室 (現在閉鎖中。閉鎖までは次の状況)

本館 1 階の展示室では、「トバリユウ」「ミエゾウ」など三重を代表する資料や子どもたちに人気の「トリケラトプス」の全身骨格標本のほか、さまざまなテーマで三重の自然・歴史文化を紹介するミニ企画展を行っています。屋外には特別天然記念物「オオサンショウウオ」の飼育施設や三重県庁近くにあった「鳥居古墳」の石室と石棺を移築復元して展示しています。

「ふれあいルーム」では、化石や動物のはく製のほか、昭和 30 年代頃までのむかしの道具などを展示し、見るだけでなく実物の展示資料に触れ体感できる体験型展示を行っています。また、「チャレンジルーム」では、昆虫切り絵やパズルに挑戦できるほか、顕微鏡を使った観察などもできます。

(2) 移動展示などの活動

県民の皆さんに県立博物館の収蔵資料を身近に感じていただくために、県内各地で「三重県立博物館移動展示」を開催するとともに、自然・人文分野の

資料調査や、体験することを重視した博物館教室・フィールドワーク等の教育普及活動、学校との連携のあり方の調査など、関係施設・関係機関との連携を図りながら博物館活動の充実を図っています。

(3) 博物館サポートスタッフ制度

県立博物館の活動は、三重の自然や歴史文化に関する調査研究、資料の収集、展示企画など、幅広く実にさまざまです。県民の皆さんに、博物館に関する研修、移動展示・博物館行事へのボランティア協力、興味関心に基づくグループ活動を通して、博物館活動に主体的に参画・協働していただく「みんなの博物館サポートスタッフ」制度を立ち上げ、博物館機能の充実・強化を図るとともに、「みんなの博物館」という共有の県民意識を育てています。

3 平成 20 年度の主な事業

(1) 移動展示（県内 5 地域 6 会場）

- ・開催場所：菰野町(6/27～7/20)・四日市市(7/5～9/7)・名張市(8/23～9/2)・松阪市(11/1～11/30)・尾鷲市(11/8～12/7)・伊勢市(1/17～2/1)

(2) 博物館教室

- ・同定会（8/24：津市）
- ・化石レプリカ教室（8/31：名張市、11/22：尾鷲市）
- ・古文書調査法研修講座Ⅰ・Ⅱ（各 10 回／2 年の連続講座：津市）

(3) フィールドワーク

- ・調べよう！干潟の生きものたち（5/18：津市）
- ・チャレンジ！チョウの旅（10/12：鳥羽市）
- ・文化財探訪（11/9：松阪市）
- ・冬の里山を調べよう（2/15：津市）

(4) さんちゃんのお食事会（毎月第 2 土曜日）

(5) 外壁修繕・雨水対策等工事

4 その他

(1) 入館者数

（単位：人）

H15	H16	H17	H18	H19
17,852	14,209	14,988	16,977	12,662

※ H19 は、展示室閉鎖後、県立図書館での企画展 3,240 人を含む。

※ 移動展示の入場者数は、H18 が 26,526 人、H19 が 10,670 人。

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

H16	H17	H18	H19	H20（予算）
28,033	25,970	60,600	52,258	111,293

※ H20（予算）は外壁修繕等工事費を含む。

(3) 協力組織

みんなの博物館サポートスタッフ（H18.6 発足）

「新しい時代の公」の考え方に基づいた取組として、サポートスタッフが県博の活動に主体的に参画・協働する活動を行っています。116 名（平成

20 年 4 月 1 日現在) が登録され、博物館活動のサポートのほか、グループ活動などを行っています。また、サポートスタッフ通信を発行しています。

[参考資料]

施設概要

1. 名称・設置

- 名 称 三重県立博物館
- 種 別 登録博物館（昭和 28 年登録）、総合博物館
- 設 置 「三重県立博物館条例」により設置

2. 施設概要

- 所在地 〒514-0006 津市広明町 147 番地 2
T E L 059-228-2283, 229-8309
F A X 059-229-8310
ホームページ <http://www.pref.mie.jp/HAKU/HP/>
Eメール: haku@pref.mie.jp
- 敷地面積 3,520.65 m²及び 60.5 m²（借地）
- 建築面積 本館 267.11 m² 附属建物 395.29 m²
収蔵庫・事務室（旧図書館） 698.51 m²
- 延床面積 本館 660.48 m² 附属建物 395.29 m²
収蔵庫・事務室（旧図書館） 2,120.42 m²
- 建築構造 本館…鉄筋コンクリート 2 階建
附属建物…木造平屋建、トタン・スレート葺 4 棟
収蔵庫・事務室（旧図書館）…鉄筋コンクリート 3 階建

※ 本館 及び 木造棟・渡り廊下は昭和 28 年建築。収蔵庫・事務室（旧図書館）は昭和 42(1967)年建築、平成 6 (1994)年に県立図書館が移転後、当館へ所管替え。

なお、正面の花崗岩製階段は 100 年前の明治 40(1907)年の第 9 回関西府県連合共進会の「参考館」（共進会后、三重県勸業陳列館となる）の正面石階段。

3. 組 織（平成 20 年度）

館 長（1）―― 主 幹（3）―― 主 査（3）―― 主 事（1）

業務補助職員（4）：資料整理・事務補助・館内清掃

※ 組織上、学芸・事務の区分はありませんが、業務上の区分は次のとおりです。

- ・学芸（普及事業含む）部門は、主幹 3 名・主査 2 名・主事 1 名
- ・事務部門は、主査 1 名

三重県立博物館所蔵資料の概要

(H20年3月現在)

◎収蔵資料総数 279,985点

(自然関係) 260,697点

○ 地 学 2,901点

・恐竜化石 9点

トバリユウ(鳥羽市;12 部位)、イグアノドン足跡(鳥羽市;レプリカ)、トリケラトプス(全身レプリカ)、ヒパクロサウルス(全身実物)、サルタサウルス(実物) など

・哺乳類化石 37点

ミエゾウ(亀山市ほか) 10 点、アケボノゾウ(いなべ市ほか) 18 点、ゾウ・ワニ足跡化石(伊賀市)、パレオパラドキシア(津市)、ウィンタテリウム(全身レプリカ)、コウガゾウ(全身レプリカ) など

・その他脊椎動物化石 20点

モササウルス(実物)、エラスモサウルス(レプリカ)、アンハンゲエラ(レプリカ)、コチロサウルス(実物)、ディキノドン(実物)、始祖鳥(レプリカ)、シーラカンズ(実物) など

・その他化石標本(実物) 964点

一志層群の化石 350 点、エディアカラ・バージェス・澄江動物群化石 64 点、三葉虫進化標本 112 点、アンモナイト進化標本 36 点 など

・岩石標本 787点

三重の岩石 669 点、日本の岩石 69 点、世界の岩石 49 点

・鉱物標本 1,005点

三重の鉱物 627 点、日本の鉱物 192 点、世界の鉱物 186 点

・その他標本 79点

隕石6点、石炭 54 点 など

○ 動 物 218,399点

・ほ乳類 826点

はく製・仮はく製(ニホンカモシカ、ツキノクグマ、イノシシ、アザラシほか) 136 点、骨格標本(ツチクシラ、オタリア、キリン、ニホンカモシカ、ウサギほか) 81 点、液漬標本(ジネスミ、ヒミス、キクガシラコウモリほか) 361 点 など
日本カモシカセンター寄贈資料(世界のカモシカ類、鈴鹿山系の鳥類・ほ乳類ほか) 214 点

・鳥 類 930点

はく製・仮はく製(オオタカ・ハイタカ・カヌムリスズメ・チュウサギ・コハクチョウ・オシドリ・トモエガモ・シロチドリほか)

・昆虫類 約 204,069点

県立博物館収集標本 12,779 点、大川氏コレクション約 48,000 点、刀根氏コレクション 633 点、北川氏コレクション 932 点、世界の昆虫 1,186 点、世界のハナムグリ、784 点、松浦氏コレクション約 80 点、森本氏コレクション約 750 点、梨本コレクション約 2000 点、大藪コレクション843点、三重大学平倉演習採集資料44箱(金属箱)、三重県産昆虫標本 30 箱 など

・魚 類 981点

はく製・液浸標本

・両生類・は虫類 562点

はく製・液浸・含浸標本

・貝 類 5,911点

阿部氏コレクション 2,011 点、金丸氏コレクション 2,911 点 など

・クモ類 173点

液浸標本

・カニ類 3,632点

乾燥・液浸標本

・異尾類・棘皮類ほか 1,016点

液浸標本

・海岸動物など樹脂標本 299点

※ 飼育標本:特別天然記念物オオサンショウウオ 1匹

○ 植 物 39,372点

・サク葉標本

原色植物標本 200 点、海藻標本 347 点、シダ植物標本(山内氏コレクションほか) 10,000 点、裸子・被子植物標本(県立博物館コレクション・小出氏コレクション・百永氏コレクションほか) 12,500 点、筒井氏コレクション 10,000 点、矢頭氏コレクション 2,000 点 など

・植物レプリカ 10点

・樹脂標本 2点

○ 理工資料 25点

(人文関係) 19,288点

○ 考古資料 513 点

津市鳥居古墳出土資料(県指定文化財)、津市四天王寺出土瓦資料、鳥羽市松の鼻古墳出土資料、志摩町柳谷遺跡出土資料、久居市赤坂遺跡出土資料、泥塔、銅経筒、衣蓋埴輪、灰釉鬼瓦、山吹双鳥鏡、古瀬戸壺 など

○ 美術工芸 2,703 点

・絵画書跡 168 点

羅漢図(県指定文化財)、猪狩図(曾我蕭白画)、漁夫図(月僊)、萬歳図(中村左洲画)、舞楽図巻、熊野の本地絵巻、参宮名所図屏、伊勢近江京大坂図屏風、本居宣長像、松平樂翁書、藤堂高通消息、韓天寿消息、足代弘訓和歌、和歌屏風(本居宣長と門人短冊) など

・版画(浮世絵ほか) 約 334 点

保永堂版歌川広重東海道五十三次の内 庄野・亀山・関、歌川立祥東海道五拾三駅の内 四日市・坂の下・石薬師・関、歌川豊春 浮絵駿河町呉服屋図 など

・工芸品(陶磁器) 2,149 点

古万古盛蓋瓶、安東焼菓子器、阿漕焼大鉢、菊花文大鉢(万古焼)、伊賀蹲壺、万古焼関係資料・伊賀信楽焼関係資料・常滑焼関係資料 など

・工芸品(武器・武具・その他) 52 点

刀剣(備州長船清光 短刀・備州長船祐定 脇差ほか) 18 点、銃(火縄銃・管打銃・管打式短銃ほか) 26 点、当世具足1点、時代造時計1点 など

○ 歴史資料 11,886 点

・古文書類 10,216 点

北条義時書状、足利義満御内書、徳川家康書状、墨書古文書(県指定文化財)、伊藤又五郎家文書(藤堂高虎書状ほか)、鳥羽藩須藤家文書、伊勢国足坂村文書、天花寺村加藤家文書、伊賀国頼田村服部家文書、丹羽家文書 など

・典籍・古記録類 909 点

濃尾勢三大川宝暦治水誌、熊沢蕃山伊勢参宮記、伊勢参詣道中覚書、藤堂家譜、耕作図巻、神昌丸漂流問答、勢州白子神昌丸漂流一件、江戸時代寺子屋で使用した教科書(91 冊)・明治時代の教科書(50 冊)、ファウナヤポニカ など

・絵図・地図類 80 点

東海道分間絵図、伊勢国大絵図、大日本輿地便覧、伊勢松坂城下図、勢州桑名城之図、伊勢本街道図、坂下宿絵図、木曾川河口輪中絵図、三重県管内細見図 など

・貨幣 87 点 藩札(県内各藩ほか)

・引札 97 点 三井呉服店引札・松阪引札・伊勢引札・引札扇面四日市港 など

・絵葉書 474 点 明治から昭和にかけての三重県内で発行された観光用絵葉書 など

・その他 23 点 看板(萬金丹看板・講社板ほか) 10 点、板木(自認通抄千家集・夢亭詩抄ほか) 6 点、籠 5 点 など

○ 民俗資料 4,186 点

・衣食住関連 300 点

・信仰関連 92 点 お陰参り杓子(文政13年)、西国三十三カ所巡礼帷子 など

・生業・生産関連 500 点 伊勢型紙関係資料・軽粉資料・伊勢木綿関連資料

・交通・運輸・通信関連

・芸能・娯楽関連

・社会生活関連

・年中行事関連

3,294 点

◎ 図書関係 約 48,100 点

購入図書、寄贈図書(国内関係機関・研究者など個人)

三重県生活・文化部 文化振興室(県史編さんグループ)所蔵資料の概要

(H20年3月現在)

◎収蔵資料総数 140,814点

(県の公文書資料) 15,811点

○ 歴史的公文書 4,192点

・平成6年度から選別作業を実施

毎年、引継を受けた保存期間5年以上で保存期間の終了した公文書から、歴史的公文書として選別保存する基準として指定している条例・規則、重要な施策・企画、許可・認可・重要な契約、行政区画、重要な行事・災害など15項目に該当するものを選別して簿冊単位で保存している。

○ 明治期県庁文書・絵図類 11,619点

・明治期県庁文書 7,359点

三重県庁に、永く保存されてきた明治期を中心とした公文書等。明治初年の度会府(県)の文書や明治9年の地租改正反対一揆の一括資料、勸業博覧会・品評会の出品目録、市制町村制施行に伴う町村分合取調書類、神宮周辺の神仏分離に関する文書など

・絵図・地図類 3,475点

幕末から明治期にかけての国絵図(伊勢国全図・伊賀国絵図・三重県管内全図)、村絵図(紀伊国南牟婁郡鵜殿村全図・紀伊国北牟婁郡中井浦全図)、地籍図(6,000分の1彩色図・志摩郡各村縮図下図・伊賀国伊賀郡各村絵図など)、街道図(度会県本庁支庁宿駅図・伊勢国内海航路略図・郵便線図・鳥羽街道道路改修図・伊勢街道実測図など)、河川図(木曾揖斐両川堤防測量原図・三重朝明両郡関係海蔵川測量図・伊州上野長田川筋城州笠置迄川絵図など)、海岸・港湾・灯台図(伊勢海岸絵図・志摩国海岸測量下図・四日市港近傍町村之図・菅島灯台絵図など)、城郭図(桑名旧城郭並市街実測・亀山城郭絵図・津御城内御建物作事覚四・久居陣営之図、元山田奉行屋敷図・鳥羽城之絵図など)

・戦前・戦後公文書など 785点

(歴史資料) 125,003点

○ 県史編さん収集資料 45,078点

・刊本・複製本 37,629点

県史編さんの参考資料として収集した例規・県公報等の製本1,729点
前近代(明治以前)文書製本・資料集刊本 7,900点
近現代刊本・複製本 28,000点

・映像フィルム・写真 6,239点

広報写真ネガ528点、映像フィルム121点、前近代マイクロフィルム3,017点、近現代マイクロフィルム1,473点、美術工芸等写真1,100点など

・調査カード 1,210点

西家・山崎家等資料調査カード綴 1,210点

○ 古文書など 79,925点

・前近代(明治以前)古文書類 29,005点

伊勢国一志郡田尻村文書(一括)、伊勢国鈴鹿郡小野村文書(一括)、江国大溝藩 分部家文書(一括)、伊勢神宮宮司家文書、高田本山細川家文書、桑名町本木屋文書(一括)、安濃郡藤枝文書(一括)など

・近現代古文書類 50,920点

神宮司廳赤須忠良氏文書、天理図書館寄贈文書(一括)、東海道鉄道旅行独案内附伊勢参宮道中記、三重県一志郡桃園村大字木造字分図、改正三重県郡村明細図、三重県案内、第九回關西府縣聯合共進會絵図、三重県細見全図など

新県立博物館整備に関する経緯

三重県生活・文化部作成

	整備にかかる経緯
S 2 8 年 6 月	○三重県立博物館 開館
S 6 1 年 2 月	●三重県文化審議会「三重県における博物館構想」答申
H 1 年 1 0 月	・ 斎宮歴史博物館 開館
H 3 年 3 月	◆県議会「県立中央博物館の早期建設について」請願採択
H 5 年 7 月	○▼「三重県センター博物館(仮称)基本構想」公表
H 6 年 3 月	●「三重県センター博物館(仮称)基本計画」策定
H 6 年 1 0 月	・ 総合文化センター開館（県立図書館開館）
H 7 年 3 月	○「三重県センター博物館(仮称)展示基本設計」策定
H 7 年 4 月	○「三重県公文書館(仮称)基本計画」策定
H 8 年 2 月	○「三重県公文書館基本設計」策定
H 8 年 3 月	○「三重県センター博物館(仮称)建築基本設計」策定 ※センター博と公文書館、同一敷地内に別棟として設計 →その後、経費圧縮のため合築計画に変更
H 1 0 年 3 月	○センター博・公文書館計画白紙に（「ハコ物」建設抑制方針）
H 1 0 年 8 月	○「新しい博物館を考える懇話会」設置
H 1 1 年 3 月	○「新しい博物館についての提言」（懇話会中間報告）
H 1 2 年 3 月	●「私たちのもつめる博物館についての報告」（懇話会最終報告）
H 1 4 年 3 月	◆県議会「三重県における自然系博物館整備を求める請願書」採択 ○懇話会の最終報告以後、実現に向けた検討が重ねられたが結論得られず
H 1 4 年 1 1 月	○博物館整備検討プロジェクト会議を設置し、再度、当初の基本構想をふまえ、新たな検討をすることに
H 1 5 年 3 月	◆自民党県議団・無所属 M I E「ミュージアム構想に関する提言(第 1 次)」提出
H 1 6 年 1 月	●「三重県の新しい博物館のあり方について 提言」（博物館整備検討プロジェクト会議）
H 1 6 年 5 月	○プロジェクト会議の提言をうけて、自然資産・文化資産調査および新博物館整備検討業務実施→12月完成 ○一方、公文書館計画は、その一環として「歴史資料の保存活用環境づくり事業」を実施（H16～18年度）
H 1 7 年 3 月	○「三重県立博物館整備にかかる当面の方針」公表 ※財政事情から博物館の建設は当面見送り、現博物館の改修（暫定整備）と移動展示を先行実施することに
H 1 8 年 1 0 月	○「暫定整備基本設計・耐震補強計画」策定 →精査の結果、改修に多額の費用がかかることが判明
H 1 9 年 2 月	○知事選挙公約に新博物館構想の検討を掲載
H 1 9 年 7 月	○三重県文化審議会に「三重の文化振興方針（仮称）」及び新博物館のあり方についての検討を諮問
H 1 9 年 1 0 月	◆県議会「新県立博物館整備にかかる基本的考え方」を提言
H 2 0 年 2 月	○三重県文化審議会より「三重の文化振興方針（仮称）」及び新博物館のあり方についての答申なされる
H 2 0 年 3 月	○「三重の文化振興方針」及び「新県立博物館基本構想」を策定

●の詳細については、次頁の資料 9 別紙を参照

新県立博物館整備に関するこれまでの検討内容の概要

三重県生活・文化部作成

名称	「三重県における博物館構想」答申（※）	三重県センター博物館（仮称）基本計画	私たちのもつめる博物館についての報告	三重県の新しい博物館のあり方について 提言
会議	三重県文化審議会	三重県センター博物館（仮称）建設委員会	新しい博物館を考える懇話会	博物館整備検討プロジェクト会議
時期	昭和 61 年 2 月	平成 6 年 3 月	平成 12 年 3 月	平成 16 年 1 月
特徴	センター博物館（中央博物館）と 5 つのテーマ博物館（地域別専門博物館）によるネットワークの構築をめざす。 （斎宮歴史博物館はこの構想をもとに設置（平成元年 10 月））	昭和 61 年 2 月の答申を受け、基本構想（平成 5 年度）を経た上で策定。 県民の学習と学術文化の拠点、三重県の自然・歴史・文化のデータバンクとして、県民の交流と地域の国際化を展開する総合・センター博物館。	・自然系に重点を置いた博物館 ・県民が主体的に企画・運営に関わる県民参画型の博物館	コア博物館とサテライト（圏域博物館）が活動の両輪となる県民参画型の総合博物館。生涯学習施設・県総合文化センターとの連携を重視。（総合博物館）サテライトの施設は、学校の空き教室・公民館等の既存の施設の活用や、県内の他の博物館の協力などを想定。
目的	①新たな文化を創造する場をめざす ②三重県の自然及び歴史文化の保全と紹介	三重県の自然・歴史・文化を総合的にとらえ、日本・世界の中での位置づけを探るとともに、県民の交流と地域の国際化をうながす活動の場づくりを行う。	過去・現在を知ることにより、自然と人の未来を考える役割を担う。 企画段階からの県民参画や、五感による感受性、体験型を重視した活動を行う。 活動全般に県民が主体的に関わり、誰でもが楽しむことができる博物館とする。	人づくりに役立つ生涯学習施策を提供し、三重県を魅力ある社会にするための活動を行い、その拠点となる。
テーマ・コンセプト等	①三重県の独自性を打ちだした博物館 ②具体的な課題を軸に、学際・国際的な交流ができる博物館づくり ③親しみやすく魅力に富む博物館 ④学校教育・生涯学習と博物館の連携 ⑤最も進んだ情報技術を取り入れた博物館間の連携 ⑥真のニーズに立脚した博物館づくり	21 世紀を想定した博物館 地域特性を活かした拠点となる博物館 ・総合博物館 ・センター博物館 ・県民に開かれた博物館	「自然と人の交差点」 自然系博物館と位置づけながらも、自然そのものだけを対象とするのではなく、自然と日常的な人のくらしとのかかわりの変遷や、これからの自然と人のあり方、つきあい方などについて、長期的な視点での探求を究極の目的とする。 ・未来を考える博物館 ・楽しい博物館	「みえ 人と自然の対話」 （サブテーマを 5 ～ 6 年ごとに設定） 「豊かなみえの自然と歴史を発見し、体験し、感動するミュージアム」 常にわくわくする心と新しい出会いがある博物館

※「三重県における博物館構想」は、県全体における博物館整備についての答申であるが、この表の作成にあたっては、県立博物館にかかる記述を中心に整理した。